

【練習問題】判例・条文に照らし妥当であれば○。間違っていれば×

行政手続法1条1項

この法律は、1.【行政行為】、行政指導及び2.【通知】に関する手続き並びに3.【計画】等を定める手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における4.【効率】の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

1. 行政行為は○か×か？
2. 通知は○か×か？
3. 計画は○か×か？
4. 効率は○か×か？
5. 公立高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分または退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものであり、裁判所がその処分の適否を審査するにあたっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか当について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずるべきである。
6. 公立中学校教員を同一市内の他の中学校に転任させる処分は、仮にそれが日処分者の法律上の地位に何ら不利益な変更を及ぼすものでないとしても、その名誉につき重大な損害が生じ津恐れがある場合には、そのことを理由に当該処分の取消しを求める法律上の利益が認められる。
7. 公立高校の儀式的行事における教育公務員としての職務の遂行の在り方に関して、校長が教職員に対して発した職務命令は、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼさないが、個人の思想信条に反し受け入れがたいものは抗告訴訟の対象となる行政処分であると推定される。
8. 大学における単位不認定行為、専攻科終了の不認定行為は、いわゆる学校法人という内部の裁量の範疇であり、一般市民法秩序と直接関係を有さない事柄であるため、司法審査の対象にならない。

【練習問題】判例・条文に照らし妥当であれば○。間違っていれば×

9. 差止めの訴えは「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合」に提起することができ、処分がされた後に取消訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどにより救済をうけることができる場合であっても、提起することができる。
10. 告示により一括して指定する方法でなされた建築基準法42条2項所定のいわゆるみなし道路の指定は抗告訴訟の対象となる行政処分にはあたらない。
11. 土地区画整理事業の事業計画は、当該土地区画整理事業の基礎的事項を一般的・抽象的に決定するものであって、いわば当該土地区画整理事業の青写真としての性質を有するにすぎず、これによって利害関係者の権利にどのような変動を及ぼすかが必ずしも具体的に決定されるわけではないので、処分性は認められない。
12. (旧)医療法の規定に基づく病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められており、これに従わない場合でも、病院の開設後に、自費診療はでき、保険医療機関の指定を受けることができなくなる可能性が生じるにすぎないから、この勧告は行政庁の処分等には当たらない。
13. 保育所を廃止するという条例の制定行為は、普通地方公共団体の議会の立法行為であり、行政庁の処分等、公権力の行使ということができないので、そもそも抗告訴訟の対象とはならない。
14. 都市計画法に基づく用途地域の指定がされると、当該地区内に土地を所有する者などに建築基準法上の制約が生じるため、用途地域の指定には処分性が認められる。
15. 交通反則金の納付通告には処分性が認められ、取消訴訟の対象となる。
16. 憲法31条の要請する法定手続の保障は、刑事手続のみならず、行政手続にも及ぶので、行政手続の相手側に対して、事前に告知・弁解・防御の機会を必ず与えなければならない。
17. 埋葬の事務処理に関する通達により被害を被った墓地経営者は、通達の取消しを求め取消訴訟を提起することができる。

【練習問題】判例・条文に照らし妥当であれば○。間違っていれば×

18. 一級建築士免許取消処分をするに際し、行政庁が行政手続法に基づいて提示した理由が不十分であったとしても、理由提示が不十分であった場合の処分の効果に関する規定は、行政手続法にはないので、その違法により裁判所は免許取消処分を取り消すことはできない。
19. 原子炉もんじゅ設置許可の無効を主張する者は、その運転差し止めを求める民事訴訟や処分の無効を前提とする当事者訴訟が提起できる。行政事件訴訟法36条の「当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」場合につき無効確認等の訴訟が提起できるとあり、当該許可処分に対し、無効確認等の訴えは提起できない。
20. 審査庁は、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査請求人の申し立ての有無に関わらず、職権で執行停止をしなければならない。